

# 規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第八号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改める。

第三条の表環境部の項中「エコタウン環境課」を「エネルギー環境課」に改め、

同表産業労働部の項中

|                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| 勤<br>労<br>者<br>福<br>祉<br>課 | 就<br>業<br>支<br>援<br>課 |
|----------------------------|-----------------------|

を「雇

|   |
|---|
| 雇 |
|---|

用  
労  
働  
課

に改め、同表県土整備部の項中

|   |        |
|---|--------|
| 用 | 道<br>路 |
|---|--------|

|        |             |
|--------|-------------|
| 地<br>課 | 政<br>策<br>課 |
|--------|-------------|

を「

|             |
|-------------|
| 用<br>地<br>課 |
|-------------|

」に改める。

第七条文書課の項第九号中「特例民法法人及び」を削る。

第七条の二オリンピック・パラリンピック課の項中「第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会」を「第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会」に改め、同条防犯・交通安全課の項第九号中「及び防犯のまちづくり」を「防犯のまちづくり及び犯罪被害者等支援」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 犯罪被害者等支援に係る総合的企画及び調整に関すること。

十 埼玉県犯罪被害者等支援条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の四環境政策課の項第二十号を次のように改める。

二十 地理環境情報システムの整備及び管理に関すること。

第七条の四温暖化対策課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条エコタウン環境課の項を次のように改める。

## エネルギー環境課

- 一 住宅の省エネルギーの推進に関すること。
- 二 次世代自動車の普及に関すること。
- 三 水素エネルギーの普及に係る施策の推進に関すること。
- 四 再生可能エネルギー等の普及に係る施策の推進に関すること。
- 五 埼玉県虐待禁止条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第八条社会福祉課の項に次の一号を加える。

- 二十九 再犯の防止等の推進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第八条地域包括ケア課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 埼玉県虐待禁止条例の施行（主として高齢者（他の機関において所掌するものを除く。）に関することに限る。）に関すること。

第八条障害者支援課の項に次の二号を加える。

- 五 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行に関すること。

- 六 埼玉県虐待禁止条例の施行（主として障害者（他の機関において所掌するものを除く。）に関することに限る。）に関すること。

第八条こども安全課の項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

- 五 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行に関すること。

- 六 埼玉県虐待禁止条例の施行（主として児童（他の機関において所掌するものを除く。）に関することに限る。）に関すること。

第九条生活衛生課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

- 十二 住宅宿泊事業法の施行（宿泊者の衛生の確保に係るものに限る。）に関すること。

第十条産業労働政策課の項中第四号及び第五号を次のように改める。

- 四 埼玉県小規模企業振興基本条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

- 五 中小企業の経営の実態調査に関すること。

第十条企業立地課の項第三号を次のように改める。

三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関すること。

第十条観光課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 住宅宿泊事業法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十条勤労者福祉課の項を次のように改める。

雇用労働課

一 労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律の施行に関すること。

二 労使関係の安定に関すること。

三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の施行に関すること。

四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に関すること。

五 個別労働関係紛争の未然の防止及び自主的な解決の促進に関すること。

六 労働相談に関すること。

七 労働教育に関すること。

八 勤労者向け制度融資に関すること。

九 労働福祉団体の指導及び育成に関すること。

十 労働福祉施設に関すること。

十一 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関すること。

十二 雇用対策法の施行に関すること。

十三 青少年の雇用の促進等に関する法律の施行に関すること。

十四 地域雇用開発促進法の施行に関すること。

十五 駐留軍関係離職者等臨時措置法の施行に関すること。

十六 職業安定法の施行に関すること。

十七 武蔵浦和合同庁舎の管理に関すること。

十八 地域振興センターとの連絡調整（労働者の福祉及び就業支援に係るものに限る。）に関すること。

十九 前各号のほか、労働者の福祉及び就業支援に関すること。

第十条就業支援課の項を削り、同条シニア活躍推進課の項第四号を削る。

第十一条農業政策課の項中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号

を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 埼玉県農林水産業振興条例の施行(他の機関において所掌するものを除く。)に関すること。

第十一条農産物安全課の項第九号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同条農業支援課の項第九号中「農業基盤整備資金」を「林業関係資金及び農業基盤整備資金」に改め、同項第十二号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条生産振興課の項第二号中「米麦、」を「稲、麦類及び」に改め、同項第三号中「主要農作物種子法の施行」を「稲、麦類及び大豆の種子の生産及び普及」に改める。

第十二条県土整備政策課の項第六号を第十四号とし、第五号を第十三号とし、第四号の次に次の八号を加える。

五 道路、橋りよう及び街路に係る企画に関すること。

六 国、東日本高速道路株式会社等が建設する道路及び街路の建設の促進に関すること。

七 有料道路に関すること。

八 道路に係る調査(道路交通情勢調査に限る。)に関すること。

九 直轄国道の移管に係る調整に関すること。

十 埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例の施行に関すること。

十一 自動車道事業に関すること。

十二 埼玉県道路公社に関すること。

第十二条建設管理課の項第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、同項第九号中「解体工事業者の登録に関することに限る」を「産業廃棄物指導課において所掌するものを除く」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号を第十二号とし、第五号から第七号までを四号ずつ繰り下げ、同項第四号中「建設工事に係る総合評価競争入札制度に関すること及び建設工事の総合評価競争入札に対し学識経験者の意見を聴くこと(総務部において所掌するものを除く。)に限る」を「入札課において所掌するものを除く」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 県公共事業評価の実施に関すること。

七 建設コスト縮減対策に関すること。

八 建設副産物対策に関すること。

第十二条建設管理課の項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 建設工事に係る企画に関すること。

第十二条道路政策課の項を削り、同条道路環境課の項第四号中「道路政策課」を「県土整備政策課」に改める。

第十三条都市整備政策課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 埼玉県震災予防のまちづくり条例の施行（都市における震災の予防に関する基本的な方針等に関することに限る。）に関すること。

第十三条都市計画課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条公園スタジアム課の項第一号中「公園等」を「都市公園等」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 都市公園法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十三条公園スタジアム課の項第六号中「公園等」を「都市公園等」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 営繕・公園事務所との連絡調整（都市公園等に関することに限る。）に関すること。

第十三条営繕課の項第三号中「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改め、「連絡調整」の下に「（公園スタジアム課において所掌するものを除く。）」を加える。

第二十五条の表埼玉県川口保健所の項中「埼玉県川口保健所」を「埼玉県南部保健所」に改め、「川口市、」を削る。

第二十五条の二第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 住宅宿泊事業法に基づく事務（宿泊者の衛生の確保に係るものに限る。）に関すること。

第二十八条の表埼玉県川口保健所の項中「埼玉県川口保健所」を「埼玉県南部保健所」に改め、「川口市、」を削る。

第二十八条の二第一項中「関する事務」の下に「及び住宅宿泊事業法に基づく事務（宿泊者の衛生の確保に係るものに限る。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 埼玉県坂戸保健所においては、第二十五条の二第一項に掲げる事務のうち、川越市の区域に係る薬事（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉（精神障害者の措置入院に係る事務及び精神医療審査会に入院の要否に関し審査を求める事務に限る。）に関する事務並びに住宅

3 埼玉県春日部保健所においては、第二十五条の二第一項に掲げる事務のうち、越谷市の区域に係る薬事（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉（精神障害者の措置入院に係る事務及び精神医療審査会に入院の要否に関し審査を求める事務に限る。）に関する事務並びに住宅宿泊事業法に基づく事務（宿泊者の衛生の確保に係るものに限る。）を所掌する。

第二十八条の二に次の一項を加える。

4 埼玉県南部保健所においては、第二十五条の二第一項に掲げる事務のうち、川口市の区域に係る薬事（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事務並びに精神保健及び精神障害者の福祉（精神障害者の措置入院に係る事務及び精神医療審査会に入院の要否に関し審査を求める事務に限る。）に関する事務を所掌する。

第三十三条第一号中「植物」を「植物防疫法に基づく植物」に改め、同条第二号中「市町村」を「植物防疫法に基づく市町村」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「発生予察事業」を「植物防疫法に基づく発生予察事業」に改め、同条第六号中「防除」を「植物防疫法に基づく防除」に改め、同条第七号とし、同条第五号中「検査を行う」を「検査等に関する」に改め、同条第六号とし、同条第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 農薬取締法に基づく検査等に関すること。

第六十六条第三項中「次条第一項第二十五号、第二十六号及び第二十九号」を「次条第一項第二十七号、第二十八号及び第三十一号」に改める。

第六十七条第一項第十四号中「農村地域への工業等の導入の促進」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく事務」に改め、同条第四項中「農業支援部及び農村整備部」を削る。

第七十三条中第十三号を第二十号とし、第十二号の次に次の七号を加える。

十三 植物防疫法に基づく植物の検疫に関すること。

十四 植物防疫法に基づく市町村、農業者及びその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関すること。

十五 植物防疫法に基づく発生予察事業に関すること。

十六 農薬取締法に基づく検査等に関すること。

十七 肥料取締法に基づく検査等に関すること。

十八 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく検査等に関すること。

十九 植物防疫法に基づく防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関すること。

第一百九条第一項第二号中「登記」の下に「(他の機関において所掌するものを除く。)」を加え、同項第四号中「、河川及び都市公園等(しらかばと公園、さきたま緑道及び花の里緑道を除く。)」を「及び河川等」に改め、同条第二項中「、埼玉県行田県土整備事務所においてはさきたま緑道及び花の里緑道の管理並びに行田県土整備事務所及び荒川左岸北部下水道事務所の庁舎の管理に関する事務を、埼玉県越谷県土整備事務所においてはしらかばと公園の管理に関する事務を」を削る。第一百二十条の表を次のように改める。

| 県土整備事務所名       | 部名           |
|----------------|--------------|
| 埼玉県さいたま県土整備事務所 | 総務管理部<br>用地部 |
| 埼玉県朝霞県土整備事務所   | 用地部          |
| 埼玉県北本県土整備事務所   | 道路部          |
| 埼玉県行田県土整備事務所   | 河川部          |
| 埼玉県川越県土整備事務所   | 総務管理部        |
| 埼玉県越谷県土整備事務所   | 用地部          |
| 埼玉県杉戸県土整備事務所   | 道路施設部        |
| 埼玉県飯能県土整備事務所   | 河川部          |
| 埼玉県東松山県土整備事務所  | 道路環境部        |
| 埼玉県秩父県土整備事務所   | 総務管理部        |
| 埼玉県熊谷県土整備事務所   | 用地部          |
| 埼玉県本庄県土整備事務所   | 道路部<br>河川砂防部 |

第一百二十条の四第五号及び第六号を次のように改める。

五 建設工事及び建設工事に係る委託業務の表彰に関すること。

六 建設工事に係る新製品及び新技術の収集及び検証に関すること。  
 第一百二十条の四第七号及び第八号を削る。

第三百三十一条の十五第八号中「建築士事務所」を「建築士法に基づく建築士事務所」に改める。

第三章第二節第三十八款の款名を次のように改める。

第三十八款 営繕・公園事務所

第三百三十一条の十六第一項中「県施設等の営繕」の下に「及び都市公園等の管理」を加え、「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改め、同条第二項の表以外の部分中「営繕工事事務所」を「営繕・公園事務所」に改め、同項の表中「埼玉県営繕工事事務所」を「埼玉県営繕・公園事務所」に改める。

第三百三十一条の十七を次のように改める。

(事務)

第三百三十一条の十七 埼玉県営繕・公園事務所においては、次の事務を所掌する。

- 一 北部地域における県施設等の営繕に関すること。
- 二 都市公園等の管理及び土木工事（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 三 土木工事に伴う用地買収、補償及び登記（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第三百三十八条の表医療局の項中「言語聴覚科」の下に「リハビリテーション工学科」を加える。

第七十三条の見出し中「公園等」を「都市公園等」に改め、同条の表以外の部分中「都市公園及びその他の公園等」を「都市公園等」に、「公園等は」を「都市公園等は」に改め、同条の表を次のように改める。

| 名 称        | 位 置   | 管 理 す る 都 市 公 園 等  |
|------------|-------|--|
| 埼玉県大宮公園事務所 | さいたま市 | 大宮公園、戸田公園、上尾運動公園、秋ヶ瀬公園、久喜菖蒲公園、所沢航空記念公園、しらこぼと公園、みさと公園、川越公園、和光樹林公園、新座緑道、吉川公園、彩の森入間公園、埼玉スタジアム2002公園、狭山稲荷山公園、まつぶし緑の丘公園、権現堂公園、秋ヶ瀬緑道 |

第七十三条に次の一項を加える。

2 埼玉県大宮公園事務所においては、都市公園等の管理に関する事務のほか、次の事務を所掌する。

- 一 管理する都市公園等における土木工事に関すること。



二 土木工事に伴う用地買収、補償及び登記（他の機関において所掌するものを除く。）に關すること。

第八十七條の表埼玉県国民健康保険運営協議会の項中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」を「国民健康保険法」に改め、同表中

|              |  |
|--------------|--|
| 埼玉県精神保健福祉審議会 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定めるところにより、精神保健及び精神障害者の福祉に關する事項を調査審議する。 |
| 埼玉県指定難病審査会   | 難病の患者に対する医療等に関する法律第七條第二項の規定による支給認定をしないことについての審査に關する事務      |
| 疾病対策課        |  |

を

|              |  |
|--------------|--|
| 埼玉県精神保健福祉審議会 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定めるところにより、精神保健及び精神障害者の福祉に關する事項を調査審議する。                   |
| 埼玉県指定難病審査会   | 難病の患者に対する医療等に関する法律第七條第二項の規定による支給認定をしないことについての審査に關する事務                        |
| 埼玉県がん登録審議会   | がん登録等の推進に關する法律の定めるところにより、知事の諮問に應じ、がん登録により得られた情報の利用、提供又は匿名化に關する事項等について調査審議する。 |
| 疾病対策課        |  |

に

改め、同表埼玉県川口保健所感染症診査協議会の項中「埼玉県川口保健所感染症診査協議会」を「埼玉県南部保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県川口保健所の」を「埼玉県南部保健所の」に、「埼玉県川口保健所」を「埼玉県南部保健所」に改め、同表埼玉県農業共済保険審査会の項を削る。

第八十八條第一項の表部の項中「整理する」の下に「とともに、上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する」を加え、同條第三項の表本庁及び部の項の前に次のように加える。

|         |     |   |
|---------|-----|---|
| 本庁、部及び課 | 政策幹 | 上司の命を受け、特に指定された重要事項を掌理し、その事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。 |
|---------|-----|---|

第百八十八条第三項の表本庁の項を次のように改める。

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 本庁 | 企画参与   | 知事の命を受け、特に指定された重要事項を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。                       |
|    | 副総合調整幹 | 上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、総合調整幹を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。 |
|    | 副報道長   | 上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、報道長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。   |
|    | 室長付    | 上司の命を受け、上司の所掌する職務のうち、特定事務に従事する。   |
|    | 副室長    | 上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。    |
|    | 会計管理者付 | 上司の命を受け、会計管理者の特定事務に従事する。  |

第百八十八条第三項の表本庁の項の次に次のように加える。

|      |     |  |
|------|-----|--|
| 部及び課 | 企画幹 | 上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。 |
|------|-----|--|

第百八十八条第三項の表危機管理防災部の項の次に次のように加える。

|  |        |
|--|--------|
| 産業労働部  | 次世代産業幹 |
| 上司の命を受け、特定の地域への産業の集積に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。 |        |

第百八十八条第四項中「又は政策幹」を「又は企画幹」に改め、「政策幹及び」を削り、「限り」の下に「企画幹にあつては、知事室長、報道長及び総合調整幹を除き」を加え、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 少子化対策局長

第百八十八条第四項第二号の次に次の一号を加える。

三 副部長

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

|             |             |
|-------------|-------------|
| 環境部エコタウン環境課 | 環境部エネルギー環境課 |
| 埼玉県川口保健所    | 埼玉県南部保健所    |
| 埼玉県営繕工事事務所  | 埼玉県営繕・公園事務所 |